

主な事項の目次

- ① 電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法… P. 3
- ② 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法 …………… P. 5
- ③ 労働保険対象者の範囲 …………… P. 6
- ④ 一般拠出金の申告・納付について…………… P. 8
- ⑤ 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について …… P. 9
- ⑥ 法人番号の記入について …………… P. 9
- ⑦ 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例…………… P.10
- ⑧ 保険料・拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例 …………… P.12
- 《継続事業》
- ⑨ 申告書の記入要領及び記入例…………… P.14
- ⑩ 還付請求する場合について …………… P.21
- 《一括有期事業》
- ⑪ 一括有期事業の申告書の書き方 …………… P.22
- ⑫ 一括有期事業報告書(様式第7号)の記入 …………… P.26
- ⑬ 一括有期事業総括表の書き方・記入例…………… P.28
- ⑭ 建設の事業の申告書の書き方・記入例…………… P.30
- ⑮ 労災保険率適用事業細目表(建設事業) …………… P.32
- ⑯ 有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域一覧表 …………… P.34
- 《共通事項》
- ⑰ e-Gov からの電子申請の方法 …………… P.35
- ⑱ 報奨金(電子化分)のお知らせ(平成30年度) …………… P.38

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条)と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条)の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月1日**から**7月10日**までの間に行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「**保険年度**」といいます。)を単位とし、その間ですべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごと**に定められた**保険料率**を乗じて算定します。